

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年6月30日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中谷 友行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	堂島 孝太
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田米国レベニュー債オープン（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月24日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、信託の終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。下線の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

2026年4月25日から2026年10月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## &lt;訂正後&gt;

2026年4月25日から2026年10月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2026年8月28日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2026年7月2日現在の議決権を行使することができる受益者の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、2026年7月30日を最終日として当ファンドの取得の申込みの受付は中止され、以後の申込期間の更新は行われません。

## (12)【その他】

振替受益権について

## &lt;訂正前&gt;

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## &lt;訂正後&gt;

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2026年8月28日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、2026年7月2日現在の受益者を対象に、2026年7月29日までを書面による議決権行使の期限として、2026年7月30日に書面による決議を行います。ただし、本書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。なお、信託終了（繰上償還）の決定（2026年7月30日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（2023年9月29日設定）

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

<訂正後>

無期限（2023年9月29日設定）

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

第一部証券情報（7）申込期間の書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は2026年8月28日に変更されます。